

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

～新しい学校生活様式（学校・家庭の共通理解）～

豊見城市立ゆたか小学校 令和4年1月7日付更新版

I ガイドライン基本方針（国や県及び市教育委員会の方針に沿って作成）

- 1 3つの密（密閉・密集・密接）・大声を避ける
- 2 学級単位の教育活動を基本とする（大勢が集まる集会は当面中止、方法を変えて実施）
- 3 可能な限り安全に配慮して交流活動を行い、学びの保障及び児童のストレス軽減に努める

II 感染症対策

デルタ株からオミクロン株への置き変わりと同時に感染の拡大も見られます。学校は、引き続きこれまでどおり、空気感染を防ぐ対策を中心に感染予防対策を強化します。

I 感染症対策における共通実践の徹底

- (1) 手洗い、咳エチケットを徹底します。登校後、外遊びの前後、給食前、トイレの後など、石けんでていねいに洗います。（手洗いができない場面ではアルコール消毒で補助する）
- (2) 通常はマスク着用を原則とします。感染予防効果から不織布マスクが望ましい。
- (3) 飛沫をふせぐために、可能な限り人との距離（1～2m）をとります。
- (4) 教室は、常時換気を行い、冬場やクーラー使用時でも、対角にある教室の窓・ドアを20cm程度開け換気をします。扇風機・サーキュレーターを併用し、休み時間ごとに窓を大きく開けて空気を入れ換えます。（2分程度で効果有）
- (5) 教具、用具の共有はできる限り避けます。学用品の貸し借りをしないためにも忘れ物がないようにします。
- (6) 大勢で集まる集会や授業参観等は、感染状況に応じて感染防止対策を講じた上で実施します。

(県の感染レベルが2以上の場合は、大勢が集まる行事は中止)

手洗いの6つのタイミング



(7) 気候の変化に応じて、熱中症予防や防寒対策を講じ健康管理に努めます。

2 マスク着用について

- (1) 大勢が密集する学校生活においては、通常マスク着用を原則とします。
- (2) 屋外での活動で、飛沫のかからないような十分な距離(多くの児童が手の届く距離に集まらない状態)がある場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではない。
- (3) 体育館等の屋内での活動では、換気を適切に実施しており、かつ、児童の間に十分な距離をとっている場合、マスクの着用は必ずしも必要ではない。(文部科学省ガイドラインQ&A 5/13 より)
- (4) マスクをはずすときは、ジップロック(チャック式ビニル袋)に保管する。マスクは毎日清潔なものを使用する。
- (5) 登下校中は、熱中症予防のため、マスクを着用しなくてよい。(飛沫のかからないような十分な距離をとり帽子をかぶること)ただし、校舎内に入る時にはマスクを着用する。
- (6) 常に清潔なマスク着用を徹底するために、予備のマスクをジップロックに入れておく。
- (7) マスクは、できるだけ不織布マスクが望ましい。特にウレタンマスクは予防効果が低いことから、**不織布マスクを推奨する。**

Ⅲ 心身のケア

1 家庭における健康観察

- (1) 保護者は、毎日、登校前に子ども及び家族の体調を観察し「健康観察カード」へ記入する。
- (2) 児童は、毎日「健康観察カード」を担任に提出する。
- (3) 発熱やかぜ症状（咳、鼻水、だるい、頭痛、腹痛等）がみられる場合は、病院受診し、コロナとの関連がなければ、回復後に登校可とする。
- (4) 発熱後、回復した場合も自己判断せずに用心深く観察し、十分に回復してから登校させる。
- (5) 同居の家族に風邪症状が見られる場合、早めに家庭内感染対策をとり予防に努めてください。
- (6) 高熱、発熱が続く、強いだるさ、息苦しさ、喉の痛み、咳、鼻水、腹痛、味覚（味がしない、味が濃い）や嗅覚の異常があるときは、かかりつけ医師や相談窓口に連絡をして指示を受けてください。児童及び同居家族が新型コロナウイルス感染症または濃厚接触者であるとわかった際は、学校に連絡してください。

2 学校における健康観察

- (1) 学級担任は、通常健康観察に加えて、児童の「健康観察カード」を確認する。
- (2) 発熱やかぜ症状（咳、鼻水、だるい、頭痛、腹痛等）がある児童は、別室（保健室向かいの部屋）で休ませます。保護者へ連絡しますのでお迎えをお願いします。（迎える際は、児童玄関ではなく、保健室裏の出入り口を利用。保健室側駐車スペースを利用してください。）

3 心のケア

- (1) 心理的なストレスや不安を抱えている児童については、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ

細やかな健康観察やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、小中アシスト等と連携した相談活動の実施し、適切な支援を行います。

(2) 毎月の教育相談アンケートや教育相談日を通して、児童の心身の状態の把握に努めます。

(3) 感染者、濃厚接触者や医療従事者とその家族への偏見や差別につながるような行為は断じて許されるものではありません。感染を理由としたいじめや偏見を生まないよう、正しい知識を学び、「だれでも感染者になり得ること」「苦しい思いをしている人には何より思いやりが大切なこと」を常に意識した指導を行います。

IV 学校生活の留意点 （一部、熱中症予防及び防寒対策を含みます）

1 登下校時

- (1) 人と並んで歩いたり、すれちがったりするときにも距離をあけて歩く。
- (2) 下校時に、玄関に児童が密集しないように、学年ごとに調整し分散して下校する。
- (3) 下校後は、友達の家や公園などに寄り道せずに、すみやかに帰宅する。
- (4) 登下校は帽子をかぶり、汗をふく清潔なハンカチを用意する。（熱中症対策）
- (5) 1日に必要な水分補給ができる大きさの水筒（水、お茶）を用意する。（熱中症対策）
- (6) 冬場は、体温が低下しないように、暖かい服装で調節する。（保温・防寒対策）
- (7) 家に帰るまでマスクをして、外に落としたり途中で捨てたりしない。

2 給食時

(1) 給食の配膳、片付け

- ① 給食当番は手洗い、手指消毒、マイエプロン、マスク着用を徹底する。

- ② 当番以外の児童は配膳前に机をふき、丁寧に手洗いをし、着席する。
- ③ 配膳、片付けの際に並ぶときも、十分な距離をとり私語は慎む。
- ④ おかわりの配膳は、マスクを着用して行う。
- ⑤ 牛乳パックは、他人の飲み口に直接接触れるのを防ぐため、グループでまとめずに各自でビニール袋へ片づける。

(2) 座席・歯磨き

- ① 座席は、一人ずつ前を向き、静かに食事をする。机上にパーテーションを置く。
- ② 使う水道蛇口の数を減らし、密にならない方法で飛沫を抑えてうがいを実施する。

※ 現在の蛇口数や少人数に分けて歯磨きを実施するには、時間確保が難しいため歯磨きは当面中止。引き続き朝夕食後は家庭で丁寧に歯磨き。

※ 但し、歯磨きを希望する児童は、食後や休み時間に個別に歯磨きをすることは可能。

3 清掃時間

- (1) 1人または少人数に分かれ、マスクを着用し、もくもく清掃をする。
- (2) 机、いす、棚、ドアノブ、スイッチなど、よく使う場所はていねいにふく。
- (3) トイレ清掃当番は、マスク、使い捨てゴム手袋を着用して清掃する。
- (4) 清掃終了後は、石けんでしっかりと手を洗う。

4 休み時間（緊急事態宣言中は、短縮日課で15分休み時間のみ外遊びを可とする）

- (1) 休み時間は、学年ごとに安全な遊び場を指定し、接触の少ない遊びを考える。
- (2) 体育館は、換気と人数制限の対策で計画的に利用する。（レベル2以上は閉館）
- (3) 縄跳び等の道具は貸し借りせずに自分のものを使う。ボール等の共有する道具を使う前後は、

必ず手洗いをする。(消毒の必要はなし)

(4) 外遊びの後や汗をかいたりのがかかわいたと感じたししたら、こまめに水分補給する。(マスク

着用による脱水症状対策)

(5) 廊下や階段を歩くときも人との距離をとって移動する。人の近くで大声を出したり肩を組んだりしない。。

(6) 外遊び、移動教室、トイレの後は、手洗いを徹底する。(こまめな手洗い、アルコール消毒)

5 図書館利用

(1) 本の貸し出しは「図書館使用割り当て」を作成し、学級ごとに週に1回貸出日を設定する。

(2) 低学年はのびのびタイム、高学年は2校時休み時間にも貸出する。

(3) 図書館に入る前に手洗いまたは手指消毒を行う。

(4) 並ぶときには、人との距離をあけて静かに並ぶ。

(5) 図書館内で読書や学習をするときには、おしゃべりをしないで静かにする。(対面仕切り設置)

(6) 原則として学校内での読書を奨励するが、持ち帰りたい場合は1冊までとする。

6 集会について

(1) 当面の間は、全校児童が集まる集会は行わない。(レベル2以上)

(2) 学年集会は月に1回程度15分以内で実施する。その際には、換気や人との距離をとって並ぶ。

(3) 校長講話や委員会発表は、全体集会の時間に動画やオンラインを使って各教室で視聴する。

7 各教科の指導について

(1) 授業全般

① 座席は、黒板(一方向)に向かって、可能な限り児童間の距離をあけて配置する。

② オンラインやタブレット学習を効果的に活用し、児童間の対話や交流活動に生かす。

- ③ 学習内容に応じて、屋外や校内のスペースを有効に利用し児童の交流活動の場を工夫する。
- ④ 授業中、会話がな時間を設定し、マスクを外したり深呼吸したりする時間を確保する。

(2) 国語科

- ① マスクをとって、大きな声での音読はひかえる。
- ② 口形・発音・発声指導など必要な場面は、換気、距離、仕切り等の対策をとって短時間で行う。

(3) 音楽科

- ① 常に窓を開けて換気を行う。(サーキュレーター併用)
- ② マスクをとって、大声での歌唱指導はひかえる。
- ③ 基本的な発声練習や歌唱指導は、十分な距離をあけて10分程度の短時間で行う。
- ④ 鍵盤ハーモニカ、リコーダーは自分の楽器以外には触れず、パーテンションを使う等、距離をとって10分程度の短時間で練習する。
- ⑤ 音楽室に入る前に手指消毒をする。

(4) 家庭科

- ① 調理など実食を伴う実習は、感染状況を踏まえ、年間指導計画の順序を可能な時期に入れかえて、感染対策を講じた上で実施する。
- ② 基本的な知識・技能については、動画等を活用して事前に理解し実習時間を短縮する。
- ③ 調理工程ごとに役割を分担し、接触を抑える。
- ④ 調理室とは別の場所で安全に食べる。(別室、または給食時間等を利用する)

— (文科省通知「学校の授業における学習活動に係る留意事項について」の指針に基づく)

(5) 体育科

- ① 児童が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動（バスケット、サッカー等）は、感染状況を踏まえ、年間指導計画の順序を可能な時期に入れかえて、感染対策を講じた上で実施する。（レベル3以上では行わない）
- ② ボール運動は、ネット型（バレーボール等）やシュートゲーム等を工夫して行う。
- ② 個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる運動（陸上、器械運動、体づくり等）を優先して行う。
- ③ 授業前後に手を洗い、共有する道具は使用後に消毒する。
- ④ 密を避けた学習方法や施設環境を工夫し、水泳学習を実施する。
（プール使用におけるコロナ対策の留意点を配布し、保護者の同意書、保護者の見守り協力の下で実施する）
- ⑤ 暑さ指数（WBGT）に基づいて、適切な運動制限や水分補給を行う。（熱中症対策）
- ⑥ 運動場の利用区分を決め、各場所に児童の待機テントを設営する。（熱中症対策）

(6) 外国語・外国語活動

- ① 前を向いて一斉指導を主とする。正しい発音・口形を指導する場合は、必要に応じて、教師はフェイスガード・マウスガードを使用する。

(7) その他（校外学習、体験活動、共通事項）

- ① 外部人材は、活用人数を1～2人に抑え、感染対策をした上で実施可能とする。（フェイスガードやアクリル仕切り板、マイク等の活用）
- ② 見学施設の予防対策を事前に確認し、人数を分けて施設を見学することは可能とする。バスを利用する場合は、座席を空けて座れるように台数を確保する。
- ③ 乗車時に、児童の手指消毒及びマスクの着用、窓を開け車内換気を行う。
- ④ 共有の教材、教具、情報機器等をさわる前後で、手洗いまたは手指消毒を行う。

- ⑤ 冷水器は、飲み口に直接触れることから当面の間、使用中止とする。
- ⑥ 水筒は、子どもの体格や運動量にあった大きさのものを用意する。(熱中症対策)

V 下校後及び家庭での過ごし方

1 下校後（ウイルスの感染経路を断つ）

- (1) 家に帰ったら、まず手や顔を洗う。
- (2) 下校後は、寄り道したり友達の家が集まったりしない。
- (3) 塾や習い事でも、感染対策をしっかりと行う。

2 家庭での過ごし方（協力をお願い）

- (1) 感染予防について、家族のルールを話し合い実行しましょう。
- (2) 地域の感染状況に注意し、感染流行の地域及び流行が予想される時期の移動は控えましょう。
- (3) 日常の生活に必要な外出は、できるだけ人が多い場所や時間帯を避けましょう。
- (4) 休日、遊びにいくなら換気のいい場所や屋外を選び、3密を避けましょう。
- (5) 感染に負けない体力（免疫）を高めるためにも、食事、睡眠、休養、適度な運動等、基本的な生活リズムを大切にしましょう。

VI 学校休業について

1 感染者と判断された場合

(1) 児童の場合

- ア 感染者は、治癒するまで出席停止（主治医の判断）

- イ 保健所と相談しながら、感染児童の登校実態を踏まえ、濃厚接触者の特定と人数を把握し、休業規模（当該児童の出席停止・学級・学年・学校の閉鎖）を決定する。
- ウ 保健所の指示に従い、当該児童の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

教職員の場合

- ア 感染者は、治癒するまで出席停止（主治医の判断）
- イ 保健所と相談しながら、感染教職員の勤務実態を踏まえ、濃厚接触者の特定と人数を把握し休業規模（当該教職員の自宅待機・学校の一部・全部を閉鎖）を決定する。
- ウ 保健所の指示に従い、当該教職員の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

2 濃厚接触者に特定された場合

(1) 児童の場合

- ア 濃厚接触者の疑いがあると判断したら、南部保健所に今後の対応を確認してください。
- イ 保護者は、学校へ報告。保健所が自宅待機を求めた期間は出席停止とする。（感染者と最終接触の翌日から2週間の出席停止）

(2) 教職員の場合

- ア 校長は、教職員が濃厚接触者の疑いがある場合には、当該居住地域を所管する保健所に、今後の対応を確認するよう事前に指示しておく。
- イ 校長は、教職員に濃厚接触者の疑いがある場合、自宅待機を指示することができる。（感染者と最終接触の翌日から2週間の出席停止）
- ウ 児童の学習保障等について、可能な範囲で業務をテレワークで行う。

3 本人（同居家族）に風邪症状がある場合

(1) 以下の症状が見られる場合は自宅療養する。(出席停止)

ア 平熱以上の高い発熱、かぜ症状(鼻水、咳、のど痛等)

イ 味覚や臭覚に嗅覚に異常を感じる。

ウ 強い倦怠感(だるさ)や息苦しさをを感じる。

エ (本人) 病院受診し、明らかにコロナ関連でなければ、回復後に登校。

オ (同居家族) 病院受診し、明らかにコロナ関連ではない場合、本人の健康状態がよければ登校。

(2) 症状が数日続く場合は、関係機関に相談する。

ア 県電話相談窓口コールセンター 098-866-2129

イ 南部保健所 098-889-6591

ウ 病院受診

4 本人(同居家族)に濃厚接触者の疑いがある場合

(1) 本人の場合

ア 濃厚接触者の疑いがあると判断したら、南部保健所に今後の対応を確認してください。

イ 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査の結果を受け、陰性の場合も健康観察期間として出席停止とする。(感染者と最終接触の翌日から2週間) 陽性の場合は1(1)へ

(2) 同居家族の場合

ア 同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、学校へ連絡してください。

イ 同居家族が「濃厚接触者に特定され発熱等の症状がある」場合や「発熱等の風邪症状があり、検査を受けている」場合、児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となる。

ウ 同居家族に「発熱等の風邪症状がある」場合も、児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなくて

も出席停止となる。

(3) 教職員（同居家族含む）の場合

ア 校長は、教職員（同居家族含む）が濃厚接触者の疑いがある場合には、当該居住地域を所管する保健所に、今後の対応を確認するよう事前に指示しておく。

イ 校長は、教職員の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、状況を確認した上で自宅待機を指示することができる。

ウ 校長は、教職員（同居家族含む）が濃厚接触者の疑いがある旨の報告を得た場合は、児童の学習保障等について、可能な範囲で業務をテレワークで行う。

4 休業規模及び休業期間の決定について

臨時休業後、市中感染者状況等を踏まえ、段階的に休業規模や期間について、以下の順に沿って判断、決定する。

学級閉鎖⇒ 学年閉鎖⇒ 学校閉鎖⇒ 複数校閉鎖（隣接校、中学校区など）⇒ 市内全小中学校

5 感染児童が出た場合の周知について

(1) 児童の濃厚接触者や感染者が複数出た場合



学校から公文等で周知

保健所の指示・助言に基づいて、必要な情報を発信します

(2) 学級閉鎖等の措置が必要な場合

(3) 学校 PCR 検査を実施する場合

(4) 児童が濃厚接触者に特定された場合



個人の感染発生については、公文等の周知はせずに、出席停止による回復を待ちます

(5) 児童が感染した場合

※ 保健所の指示や助言に基づいて冷静な対応に努める。

児童の出席停止の考え方（早見表）

対象	状況	開始日	終了日	出席停止の理由
児童本人	①感染が判明	感染の判明した日 ただし、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日	専門医等が登校可能と判断した日	新型コロナウイルス感染症
	②濃厚接触者	濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日） ※濃厚接触者は、保健所が感染者本人や学校へのヒヤリングの結果を踏まえ特定される。	保健所に指示された期間（目安は感染者と濃厚接触をした翌日から起算して2週間） 期間中に感染判明すれば①へ	感染症予防のため
	③感染疑いの症状がみられる場合	症状（発熱、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、のどの痛み、味覚または嗅覚の異常等）があり欠席した場合	完治するまで（目安は症状が消失した翌日） （早退日は含まない）	感染症予防のため
児童の同居家族	④濃厚接触者	同居する家族が「発熱等の症状があり濃厚接触者に特定された」場合や「PCR検査を受けている」場合、「発熱等の風邪症状がある」場合、 <u>児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となります。</u> （出停開始は家族が濃厚接触者と認定された日） 陽性判明の場合は、②へ（家族が陰性の場合は登校）	感染症予防のため	

※学校における感染拡大を予防するためにも、速やかに学校までお知らせください。児童の健康と人権

への配慮を最優先して対応に努めます。

※明らかにコロナ関連ではない（アレルギー疾患、腸炎等）理由で欠席する場合は、従来通り病欠扱いとします。病院受診の結果を報告してください。

※コロナが不安で登校を控えたい児童は、学校に連絡してください。

学校 PCR 検査の実施について

- ◆学級に一人でも陽性者が出た場合、「濃厚接触者」だけでなく、同一空間で長時間、共に活動した全ての児童・教員が「接触者」として学校 PCR 検査を受けることになります。
- ◆陽性者数の人数または検査を受ける児童の規模によって、学級閉鎖や学年閉鎖、学校閉鎖を判断します。
- ◆PCR 検査の結果が判明するまでの期間は、学級閉鎖となります。原則として閉鎖期間は 5 日間程度で、陰性の児童は登校再開となります。